三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字桃泉三五一七の二、三五一八、三五二一の一、三五二一の二、三五二二の二、三五二五、三五二七、三五三〇の二、三五三一の二、三六五七の一、三六五八、三六五九、三六六〇の二、三六六〇の四、三六六一の五、字大沢日影五三四三（次の図に示す部分に限る。）、字三塚原五三四四の二七〇、五三四四の二七三、五三四四の二七五、五三四四の二七七、五三四四の二七九、五三四四の二八一、五三四四の二八三、五三四四の二八八、五三四四の二九一、五三四四の二九四、五三四四の二九五、五三四四の一〇七五、字新井平四六一の一、四六三、字下久根五四一、乙五四二、五四三の二、五四三の三、甲五四四、乙五四四、五四六の一、丙五四六、字笹平一三三二の五（次の図に示す部分に限る。）、字駒寄一三三五の三・一三三六の五・一三三六の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村大字川場湯原字木賊向一九七八の二、一九八〇の一、一九八八、桐生市黒保根町上田沢字苗笹越二〇〇三・二〇〇四・二〇〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇〇七の一、二〇〇七の二、二〇〇八、二〇〇九の一
(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　群馬県高崎市上里見町字雉子ヶ尾三九一三の一、三九一五の一、三九一五の二、三九一六の一、三九一六の二、三九一八、三九一九の一、三九一九の二、三九一九の四、三九二〇から三九二二まで、三九二四の一、三九二四の三、三九二七の一、三九七〇の二、三九七一、三九七三、三九七四、三九七五の一、三九七五の三、三九七八、多野郡神流町大字船子字西一三三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、択伐による。
字西一三三七の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字吉野山二一七五の一、二一七五の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字吉野山二一七五の一・二一七五の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字上諏訪字大久保五四三一の一、五四三一の八、五四三一の九、五四三一の一三、五四三一の一六から五四三一の二二まで、五四三一の三四、字二ノ久保五四七〇、五四七一、五四七九、五四八〇の一、五四八一、五四八二のオ、五四八二のノ、五四八三、五四八四、五四八五の一、五四八五の二、五四八六、五四八七、五四八八の一、五四八八の二、五四八九の一、五四八九の二、五四九〇から五四九二まで、五四九四から五四九七まで、五四九八のイ、五四九八のロの一、五四九九、五五〇一の一、五五〇一のイ、字三ノ久保五五〇二の一・五五〇二の四・五五〇二の六・五五〇二の七・五五二五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇二の五、五五〇三から五五〇八まで、五五〇九のイ、五五〇九のロ、五五一〇、五五一一、五五一二の一、五五一二のイ、五五一三から五五一五まで、五五一七から五五一九まで、五五二〇のロ、五五二一の一、五五二一の二、五五二二の一、五五二三の一、五五二三のイ、五五二四、五五二八の一、字福沢日向五五四二・五五四三・五五四八のイ・五五五〇から五五五二まで・五五五五・五五五六のイ・五五六〇・五五六八の一・五五七三・五五八六・五六〇二から五六〇六まで（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）、五五二九の一、五五三五から五五三九まで、五五四〇の一、五五四五、五五四六の一、五五四六の二、五五四七、五五四九、五五四九の二、五五五三、五五五四、五五五六の口、五五五七の一、五五五九、五五六三から五五六七まで、五五七〇の一、五五七一のイ、五五七一のロ、五五七二の八、五五七二のイ、五五七二のロ、五五七七、五五七八の一、五五七八の二、五五八〇、五五八一の一、五五八一の二、五五八二の一から五五八二の三まで、五五八三、五五九五、五五九七、五六〇七、五六一〇、五六一二のイ、五六一三から五六二六まで、五六二九、五六三八の一、五六三九、五六四〇、五六五三、五六五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　指定施業要件
立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字上諏訪字大久保五三七〇の四、五三七〇の五、五三七一、五三七八、五三七九、五三九二から五四〇〇まで、五四〇一の一、五四〇一の二、五四〇三、五四〇四の一、五四〇四の二、五四〇五、五四〇六、五四〇七の一、五四〇八の一、五四〇八の二、五四〇九、五四一〇、五四一一のイ、五四一一のロ、五四一二から五四一五まで、五四一六の一、五四一六のイ、五四一七、五四一八、五四一九の一、五四一九の二、